

再び「派遣村」の事態を生むことなく、失業者支援の積極対策を求める意見書

厚生労働省の調査で、解雇や雇いどめで仕事を失った人のうち、年末までに雇用保険の失業給付が切れるのは約39万人、年末年始に約23万人への支援が必要なことが明らかになった。直近の9月の「完全失業者」は363万人、失業給付を受け取っているのは失業者の4人に1人で、もともと失業給付が受給できない人もたくさんいる。長期にわたって失業状態を続けなければならない人の問題が深刻化しており、そうした人の失業給付が打ち切られれば、直ちに生活に窮することになる。厚生労働省が失業給付を打ち切られ、支援が必要になる人の推計を発表したのは初めてで、それほど事態が深刻なことを浮き彫りにするものである。

「年越し派遣村」の村長を務めた反貧困ネットワークの湯浅 誠事務局長はNHKテレビで「人々の生活は待ったなしの状態」と警鐘を鳴らしている。対策は文字どおり一刻を争う。こうした事態を繰り返さないためには、失業給付の延長や失業者への衣食住の支援など、緊急の支援を強めることが待ったなしである。

支援が必要なのは、失業給付が打ち切られる失業者だけではない。失業期間が3か月以上という人が62.9%を占めた。約半数は既に給付を打ち切られた人やもともと受給資格がないなどの理由で失業給付を受けていない人である。失業給付を改善するとともに、生活や就労への支援を拡大し、労働者派遣法の抜本改正が不可欠である。

必要な対策を必要な規模で、急いで行うことが求められる。

よって、本市議会は、政府に対し、一人の失業者も寒空のもと路頭に迷うことが絶対にならないよう、政府の責任で対策・支援を強めることを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月18日

三鷹市議会議長 田 中 順 子